

平成17年度食品表示合同監視実施要領

1 目的

食品販売業者等に対し、適正な表示の実施指導を徹底していく必要があることから、「とちぎ食の安全・安心行動計画」に基づき、関係機関が合同で監視指導を実施する。

2 実施方針

食品衛生法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律を所管する行政機関が連携を密にし、食品等の表示について点検し、表示基準違反品の発見、排除に努める。

3 関係機関

国：農林水産省関東農政局栃木農政事務所
県：各広域健康福祉センター、各農業振興事務所
市：宇都宮市保健所

4 実施期間

平成17年12月1日（木）から同月28日（水）

5 実施方法等

(1) 監視指導班の編成

監視指導実施地区は別表1のとおりとし、地区ごとに関係機関の職員が複数で監視指導班を編成する。

農林水産省関東農政局栃木農政事務所	1名
各広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所	1名以上
各農業振興事務所	1名以上

(2) 対象施設

大規模スーパーマーケット及び地元中規模スーパーマーケット等とし、地区ごとに対象施設を選定する。

(3) 調査当日の流れ

各健康福祉センターに集合 打合せ 調査 総評 終了

(4) 施設調査方法

別添「食品表示合同監視実施マニュアル」に基づき実施する。

(5) 調査施設数及び実施回数

1調査あたり3～4施設を目途に実施する。

別表1に定める地区ごとに1回（1日）以上実施する。

6 結果の報告及び公表

- (1) 結果については、別表2の様式により、できるだけすみやかに生活衛生課長あて報告する。
- (2) 生活衛生課長は、監視結果をホームページ上で公表する。

別表1

	地区名	市町村	健康福祉センター	農業振興事務所
1	上都賀地区	鹿沼市、日光市、今市市、西方町、粟野町、足尾町、藤原町、栗山村	県西	上都賀
2	芳賀地区	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東	芳賀
3	南那須地区	那須烏山市、那珂川町	県東	南那須
4	下都賀地区	栃木市、小山市、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町	県南	下都賀
5	那須地区	大田原市、那須塩原市、那須町	県北	那須
6	塩谷地区	さくら市、矢板市、塩谷町、高根沢町	県北	塩谷
7	安足地区	足利市、佐野市	安足	安足
8	宇都宮市	宇都宮市	宇都宮市	河内

別表2

食品表示合同監視調査結果

地区名：_____

実施年月日：_____

No.	営業所名称（営業所所在地）	調査結果		
		食品衛生法	J A S 法	衛生管理状況、その他